

# カードローン「シグマきゃっする 300」の契約規定及び 保証委託約款の一部改定について

令和 4年 6月  
東栄信用金庫

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
表記の件につきまして、信金ギャランティ（株）保証付のカードローン「シグマきゃっする 300」のカードローン契約規定ならびに保証委託約款の一部を下記のとおり改定しますのでお知らせします。

## 記

### 1. 改定する契約規定及び保証委託約款

- ・カードローン「シグマきゃっする300」

### 2. 改定日

令和4年7月1日（金）

### 3. 主な改定内容

○カードローン契約規定

(新規貸越の停止) 下線部分を追加

第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。

- ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。
- ④ 借主が死亡したとき。

(貸越金利息・損害金) 下線部分を変更

第5条 第1～5項（省略）

6. 前項による利率、損害金の割合を変更する場合には、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとし、なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取り扱われるものとし、

（期限前の全額返済義務）下線分を削除

第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとし、

- ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申出があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに、帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- ⑥ 借主に相続の開始があったとき。

（契約の変更）下線部分を変更

第20条 民法第548条の4の規定に基づいて、この契約の内容を変更する場合、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとし、借主および金庫は、その効力発生時期以降は変更後の契約内容に従いこの取引を行うものとし、

○保証委託約款

(求償権の事前行使) 下線部分を削除

第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位  
弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使され  
ても異議ありません。

- ① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
- ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事  
再生手続開始の申立があったとき。
- ③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止  
処分を受けたとき。
- ④ 相続の開始があったとき。
- ⑤ ～⑦ (省略)

以 上

